

熱中症見舞金制度

就業中に熱中症になられた会員を保障するため、熱中症見舞金制度に加入しております。

制度や保証内容は以下の通りになります。熱中症になられた方は事務局までご連絡ください。

1. 熱中症見舞金制度の仕組み

本制度に加入するシルバー人材センターの正会員が、センターが提供した業務の就業中や就業場所の行き帰りにおいて、熱中症により死亡又は入通院した場合に、見舞金をお支払いする制度です。※派遣での就業による熱中症は対象外です。

2. 見舞金をお支払いする場合と支払額

補償対象者（本制度に加入する正会員とします。以下同じ。）が、就業中（又は、就業場所への行き帰り）に、医師の診断により熱中症と診断され、死亡又は1泊2日以上入院もしくは通院加療（日帰り入院を含む）をした場合、次の表の金額を、熱中症見舞金として、補償対象者（死亡の場合は法定相続人代表者の方）に、一時金としてお支払いします。

死亡見舞金	10万円
入院見舞金（2泊3日以上）	5万円
入院見舞金（1泊2日）	3万円
※通院加療（日帰り入院を含む）見舞金	5千円

※入院見舞金、通院加療見舞金については、見舞金請求の原因となる正会員の傷病についてセンターで確認できれば、別途医師の診断書の提出は必要ありません。

※ 通院日数に関係なく一律5千円となります。

3. 補償対象期間

令和5年6月2日から令和6年5月31日までの熱中症が保障対象となります。

【お問い合わせ先】

横須賀市シルバー人材センター（総務課）

TEL：046-822-1337

担当 柴田・清水